あれこれ決められなくなる前に

成年後見制度

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、不動産や預貯金などの財産管理や福祉サービスの利用、施設への入所に関する契約などができない場合に、本人の権利を守るための制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります

法定後見制度はさらに３つの類型に分かれており、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が決定します。類型によって後見人などの援助の範囲が変わります。

法定後見制度

類型	判断能力	援助者
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態	成年後見人
保佐	判断能力が著しく不十分	保佐人
補助	判断能力が不十分	補助人

任意後見制度

判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や福祉サービスの利用契約など、自ら選んだ任意後見人に、支援してもらいたい内容をあらかじめ契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

こんな悩みありませんか？

ひとり暮らしの親の認知症が進行しており、

今後の生活が心配。

障がいのある子どもの将来の生活が心配。

最近、物忘れがひどく、財産の管理や契約関係が心配。

成年後見制度について詳しく知りたい。

まずは相談してください

市では、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の相談や利用支援のほか、同制度の普及・啓発活動などに取り組んでいます。

問 ほけん課　☎ 22-3145
　 福祉課　☎ 22-3167

詳しくは市ホームページ

20歳になったら国民年金

問 ほけん課 国保･年金係　☎ 22-3145
熊本東年金事務所　☎ 096-367-2503

国民年金は、老後の暮らしをはじめ、病気や事故で障がいを負ったとき、家族の働き手が亡くなったときにみんなで暮らしを支え合うしくみです。

20歳以上60歳未満の全ての人が加入し保険料を納めることが義務付けられています。20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます（厚生年金加入者は除く）。

国民年金保険料の支払い

令和6年度の国民年金の保険料は
月額 **16,980** 円です。

※保険料をまとめて前払いすると、割引が適用されます。

※納付書（コンビニでも可）･口座振替･クレジットカード･電子（キャッシュレス）決済などの支払い方法が選べます。

ポイント

☞ **将来の大きな支えに**
国が責任をもって運営するため、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

☞ **老後のためだけのものではありません**
国民年金は、老後に受け取ることができる老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。
障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取ることができます。
遺族年金は、年金加入者が死亡した場合、その年金加入者により生計を維持していた遺族が受け取ることができます。

学生納付特例制度

学生は本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず保険料の納付が猶予されます。学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（就業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する人が特例の対象です。

納付免除・納付猶予制度

学生ではない場合でも、本人や配偶者などの所得が一定額以下の場合に、保険料が免除・納付猶予されます。